

東京信用金庫の

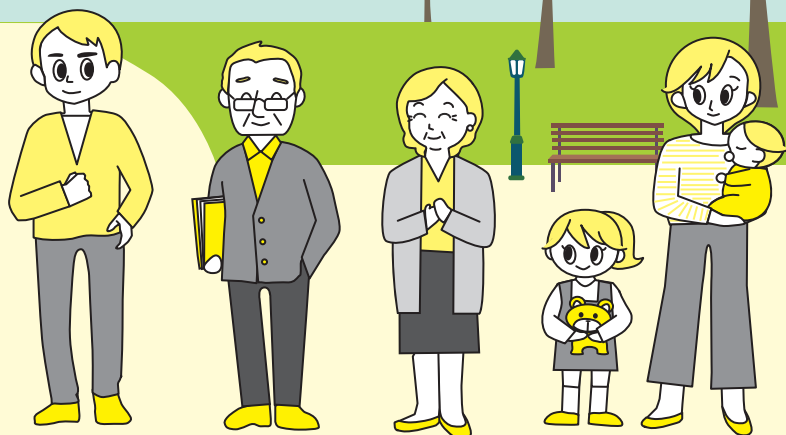
地域とともに

Tokyo Shinkin Bank

代理人サービス

将来予約型の代理人サービス

東京信用金庫では、長寿時代をお客さまとご家族が安心して過ごしていただけるように「**代理人サービス**」・「**将来予約型の代理人サービス**」をお取り扱いしております。



代理人サービス



あらかじめ届けたい
た代理人の方が預金手続き
を行うことができます。

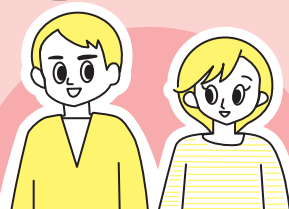


※ただし、預金者ご本人さまの、
認知・判断能力が低下するまで
のお取り扱いとなります。

将来予約型の 代理人サービス



預金者ご本人さまが認知症になっ
てしまい、認知・判断能力が低下
された場合、あらかじめ届けたい
代理人の方が、預金手続
き等を行うことができます。



安心ね！



「**代理人サービス**」と「**将来予約型の代理人サービス**」を組み合わせることで
預金者ご本人さまがお元気なうちから、代理人による取引が可能となります。
万が一、認知・判断能力が低下した場合でも引き続き代理人による取引が可能
となります。

- くわしくは担当者または
窓口にお問い合わせください。



皆様のお役にたつ

東京信用金庫

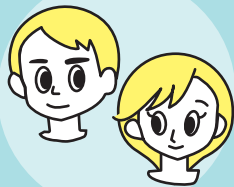
<https://www.tokyo-shinkin.co.jp/>

取扱店

担当者

2024.07 作成

代理人サービス



預金者ご本人さまに代わって、あらかじめお届け頂いた代理人の方がお支払いなどの預金取引を行うことができます。

代理人ができる取引

「当座預金を除く預金の入出金、新規開設および解約手続き」
(定期預金、定期積金等の解約は預金者本人の普通預金口座へ入金のみ)

※預金者の意思により取引の範囲を指定することができます。

※お手続きは口座開設店にて承ります。

申込受付

預金者と代理人からお届けいただきます。

※預金者と代理人は、本人確認できる公的本人確認資料（運転免許証等）、預金者と代理人との関係が分かる書類（戸籍謄本[発行後6か月以内]）と預金者のお届け印、代理人の使用印鑑をご持参下さい。

代理人として指定できる方

原則、預金者の配偶者または三親等以内の親族の方から1名

※三親等以内とは、配偶者、子供、両親、兄弟、姉妹、孫、祖父母、甥姪になります。

代理人との取引

- (1)取引の都度、本人を確認できる公的資料（運転免許証等）をご持参下さい。
- (2)取引伝票等には「〇〇〇〇（預金者のお名前）代理人△△△△（代理人のお名前）」と署名し、捺印して下さい。
- (3)代理人とのお取引は口座開設店でのみ利用可能です。
- (4)代理人とのお取引には金額制限を設けております。
- (5)当金庫は、代理取引の根拠となる書面（請求書や領収書等）の提示を求めることがあります。また、代理人が行う取引に疑念や不審な点があると当金庫が判断した場合、その他本サービスの提供が相当ではないと判断した場合、取引をお断りすることがあります。

取扱手数料

無料（但し、各種お手続きごとに所定の手数料がかかります）

変更・停止

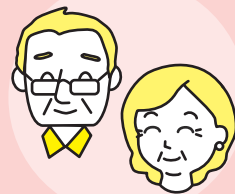
本サービス内容の変更や利用停止の希望がある場合は、口座開設店にて所定のお手続きをお取り下さい。

※以下の場合には、当金庫の判断で本サービスを停止させて頂く場合があります。

- (1) 預金者の死亡等で本サービスの継続が不可能と判断した場合
- (2) 預金者または代理人の認知・判断能力が低下した場合
- (3) 預金者または代理人に成年後見制度の利用開始があったとき
- (4) その他、当金庫が本サービスの提供が相当ではないと判断した場合

※代理人サービスは高齢者以外の預金者もご利用頂けます。

将来予約型の代理人サービス



預金者ご本人さまの認知・判断能力が低下した時に、ご本人さまに代わって、あらかじめお届け頂いた代理人の方がお支払いなどの預金取引等を行うことができます。

代理人ができる取引

「当座預金を除く預金の入出金、新規開設および解約手続き」
(定期預金、定期積金等の解約は預金者本人の普通預金口座へ入金のみ)

「住所変更等の諸届け」「残高証明書発行」

「各種口座振替の申込み」「出資金の譲渡・脱退手続き」

※お手続きは口座開設店にて承ります。

申込受付

預金者と代理人からお届けいただきます。

※預金者と代理人は、本人確認できる公的本人確認資料（運転免許証等）と預金者のお届け印をご持参下さい。

※「代理人以外の推定相続人の方から、代理人取引開始後、取引に関する開示請求があった場合、当金庫はこれに応じる場合があること」について、預金者にあらかじめ同意をしていただきます。

※推定相続人とは、預金者が亡くなった後、法定相続人となる方のことをいいます。

代理人として指定できる方

預金者の配偶者または二親等以内の推定相続人の方から1名

※二親等以内とは、配偶者、子供、両親、兄弟、姉妹、孫、祖父母になります。

代理人との取引

※取引開始時には預金者の認知・判断能力が低下した旨の医師の診断書、代理人の使用印鑑、代理人の本人確認できる公的資料（運転免許証等）をご持参下さい。

- (1)預金者と代理人との関係が分かる書類（戸籍謄本[発行後6か月以内]）と代理人のお届け印をご持参下さい。
- (2)取引の都度、本人を確認できる公的資料（運転免許証等）をご持参下さい。
- (3)取引伝票等には「〇〇〇〇（預金者のお名前）代理人△△△△（代理人のお名前）」と署名し、捺印して下さい。
- (4)代理人とのお取引は口座開設店でのみ利用可能です。
- (5)代理人とのお取引には金額制限を設けております。
- (6)当金庫は、代理取引の根拠となる書面（請求書や領収書等）の提示を求めることがあります。また、代理人が行う取引に疑念や不審な点があると当金庫が判断した場合、その他本サービスの提供が相当ではないと判断した場合、取引をお断りすることがあります。

取扱手数料

無料（但し、各種お手続きごとに所定の手数料がかかります）

変更・停止

本サービス内容の変更や利用停止の希望がある場合は、口座開設店にて所定のお手続きをお取り下さい。

※以下の場合には、当金庫の判断で本サービスを停止させて頂く場合があります。

- (1) 預金者の死亡等で本サービスの継続が不可能と判断した場合
- (2) 代理人の認知・判断能力が低下または不十分だと判断した場合
- (3) 預金者または代理人に成年後見制度の利用開始があったとき
- (4) 預金者の認知・判断能力が回復した場合
- (5) その他、当金庫が本サービスの提供が相当ではないと判断した場合